

富山県
肝炎ウイルス持続感染者
対応マニュアル(Vol.5)

平成 29 年3月
富山県医師会・富山県

マニュアル策定の趣旨

わが国では、約3万人の方が肝がんで亡くなられ、人口動態統計による部位別死者数では、肺がん、胃がん、大腸がん等と共に多くなっています。

肝がんは、B型肝炎ウイルス、又はC型肝炎ウイルスの感染によるものが多数を占めています。ウイルス性肝炎は、感染の自覚がないまま慢性肝炎から肝硬変・肝がんへ進行することが多く、感染を早期に発見し適切な治療を受けることが重要となっています。

このため、平成14年度から、市町村において肝炎ウイルス検診が実施されていますが、肝炎ウイルス検診で把握した肝炎ウイルス持続感染者を適切な治療につなぐことが重要となることから、富山県では、肝炎ウイルス持続感染者のフォロー体制を整備するとともに、医療と保健の連携強化を図るため「富山県肝炎ウイルス持続感染者対応マニュアル」を策定しました。

マニュアルの改訂

改 訂 内 容		
平成 17 年 11 月	初 版	
平成 20 年 12 月	改訂版	・富山県の肝炎診療体制、肝炎医療費助成に関する追加 ・関係様式(様式 1、3)の一部変更
平成 24 年 3 月	Vol. 3	・肝炎治療費助成制度の拡充に関する追加 ・委託医療機関における無料肝炎ウイルス検査に関する追加
平成 25 年 4 月	Vol. 4	・C型肝炎ウイルス検査手順の変更 ・委託医療機関の追加
平成 29 年 3 月	Vol. 5	・B型肝炎に関する内容に一部追加 ・C型肝炎に関する内容に一部追加 ・陽性者フォローアップ体制に関する追加 ・関係様式(様式 1、2)の一部変更 ・関係様式(様式 5-1、5-2、6、7)の追加 ・肝疾患専門病院の追加

目 次

I	肝炎ウイルス検査事業	1
	1 健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診	
	2 厚生センター・富山市保健所及び委託医療機関による肝炎ウイルス検査	
	3 B型肝炎ウイルス(HBV)の検査	
	4 C型肝炎ウイルス(HCV)の検査	
II	B型肝炎について	6
	1 B型肝炎の経過	
	2 肝がんの原因	
	3 精密検査の必要性	
	4 精密検査の項目	
	5 定期検査の必要性	
	6 B型慢性肝炎の治療法	
	7 精密検査のための診断の手引き	
	8 精密検査における診断の手順	
	9 日常生活	
	10 感染予防の方法	
III	C型肝炎について	12
	1 C型肝炎の経過	
	2 精密検査の項目	
	3 定期検査の必要性	
	4 C型肝炎の治療法	
	5 精密検査のための診断の手引き	
	6 精密検査における診断の手順	
	7 感染予防の方法	
IV	富山県における肝炎対策の体制	17
	1 ウイルス性肝炎陽性者のフォローアップ体制	
	2 富山県肝炎診療ネットワーク	
V	県医師会・郡市医師会一覧	35
VI	厚生センター一覧	35
VII	市町村肝炎ウイルス検診担当一覧	36

参考資料	富山県肝炎治療特別促進事業実施要領
	肝炎対策基本法

I 肝炎ウイルス検査事業

県における肝炎ウイルス検査事業として、健康増進事業に基づき市町村が行う肝炎ウイルス検診、特定感染症検査等事業に基づき厚生センター（富山市保健所）及び県が委託する医療機関（以下「委託医療機関」という。）が行う肝炎ウイルス検査がある。

1 健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診

平成 14 年度から老人保健法に基づき実施していたが、平成 18 年度の医療制度改革において、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたことに伴い、健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業に位置づけられ、引き続き市町村において実施されている。

（1）肝炎ウイルス検診の概要

① 目的

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図る。

② 対象者

（節目検診）

市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満40歳となる者

ただし、医療保険各法その他の法令等に基づく保健事業等のサービス（職場での健康診断等）を受ける際に、合わせて肝炎ウイルス検診を受けた者又は受けることを予定している者は除くが、結果的に受けられなかった者については、この限りではない。

（節目外検診）

当該市町村の区域内に居住地を有し、当該年度において満41歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ本検診の受診を希望する者。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査及びその他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断（以下「特定健診等」という。）において肝機能検査の数値に異常がみられた者であり、かつ本検診の受診を希望する者については、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けた者であっても受診することができるが、原則として速やかに医療機関での受診を勧奨するものとする。

【参考：節目検診と節目外検診】

平成14年度～平成18年度まで40歳以上の5歳刻みの年齢（40、45、50、55、60、65歳）の者については、節目検診として実施し、平成19年度からは40歳のみが節目検診として、それ以外の年齢を節目外検診として実施されることとなった。

平成23年度から、肝炎ウイルス検診の更なる受診促進を図るため、個別通知等の受診勧奨が行われている。

特定感染症検査等事業に基づき、平成 19 年度より厚生センター・支所及び、委託医療機関(平成 22 年 7 月開始)において肝炎ウイルス検査を実施している。

(1) 肝炎ウイルス検査の概要

① 目的

多くの県民がウイルス検査を受ける機会を確保するため、無料で検査を受けられる体制を整備することにより、早期発見及び早期治療の推進を図る。

② 対象者

県内の市町村に居住し、肝炎ウイルスの感染について不安をもち検査を希望する者(※1)

- ・ただし、市町村で実施する健康増進事業等による肝炎ウイルス検診を受診できる者を除く。
- ・医療機関における検査は、原則 20 歳以上の者

(※1) 具体例

〈肝炎ウイルス感染の可能性が一般より高い可能性のある者〉

- ア. 1992(平成4)年以前に輸血を受けた者
- イ. 大きな手術を受けた者
- ウ. 血液凝固因子製剤を投与された者
- エ. 長期に血液透析を受けている者
- オ. 臓器移植を受けた者
- カ. 薬物濫用者、入れ墨をしている者
- キ. ボディピアスを施している者
- ク. その他(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがあるが、検査後、感染の不安を持つ事由が生じた者等)

(2) 実施機関

① 厚生センター(支所)、富山市保健所

	県・厚生センター名	住所	電話番号
1	新川厚生センター	黒部市堀切新 343	0765-52-1224
2	新川厚生センター魚津支所	魚津市本江 1397	0765-24-0357
3	中部厚生センター	中新川郡上市町横法音寺 40	076-472-1234
4	高岡厚生センター	高岡市赤祖父 211	0766-21-9411
5	高岡厚生センター射水支所	射水市戸破 1875-1	0766-56-2666
6	高岡厚生センター氷見支所	氷見市幸町 34-9	0766-74-1780
7	砺波厚生センター	南砺市高儀 147	0763-22-3511
8	砺波厚生センター小矢部支所	小矢部市綾子 5532	0766-67-1070

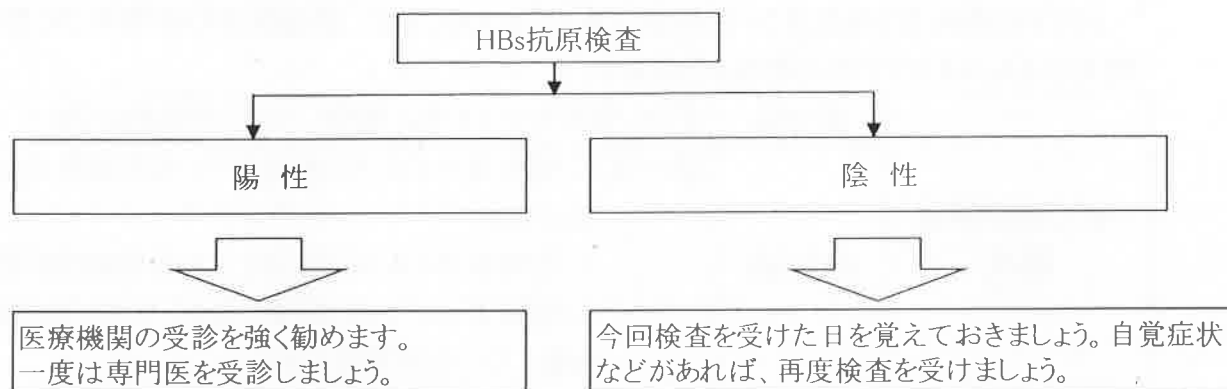
② 肝臓専門医(日本肝臓学会認定)により抗ウイルス療法等ができる診療所及び公的病のうち協力が得られた医療機関

	施設名	住所	電話番号
1	島谷クリニック	下新川郡朝日町泊 416-9	0765-83-2225
2	丸川病院	下新川郡入善町青島 396-1	0765-72-5150
3	黒部市民病院	黒部市三日市 1108-1	0765-54-2211
4	富山労災病院	魚津市六郎丸 992	0765-22-1280
5	青山内科	魚津市仏田 3303	0765-25-0250
6	厚生連滑川病院	滑川市常盤町 119	076-475-1000
7	かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺 51	076-472-1212
8	池田内科医院	中新川郡上市町法音寺 1	076-472-5222
9	富山県立中央病院	富山市西長江 2-2-78	076-424-1531
10	富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町 2-1	076-422-1112
11	富山大学附属病院	富山市杉谷 2630	076-434-2281
12	富山赤十字病院	富山市牛島本町 2-1-58	076-433-2222
13	富山県済生会富山病院	富山市楠 33-1	076-437-1111
14	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市下飯野 36	076-438-2233
15	独立行政法人国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町 3145	076-469-2135
16	射水市民病院	射水市朴木 20	0766-82-8100
17	真生会富山病院	射水市下若 89-10	0766-52-5515
18	矢野神経内科医院	射水市本町 1-13-1	0766-82-5150
19	高岡市民病院	高岡市宝町 4-1	0766-23-0204
20	厚生連高岡病院	高岡市永楽町 5-10	0766-21-3930
21	富山県済生会高岡病院	高岡市二塚 387-1	0766-21-0570
22	JCHO高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町 8-5	0766-44-1181
23	桜馬場内科歯科医院	高岡市東関 1-24	0766-22-8578
24	竹越内科クリニック	高岡市野村 377-7	0766-22-8200
25	金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川 1130	0766-74-1900
26	西野医院	氷見市窪 1076-1	0766-91-7500
27	澤武医院	氷見市幸町 1-13	0766-72-0118
28	市立砺波総合病院	砺波市新富町 1-61	0763-32-3320
29	柳澤医院	砺波市深江 1-174	0763-34-0811
30	公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺 123	0766-67-1150
31	大野クリニック	小矢部市小矢部町 1-1	0766-67-1475
32	南砺市民病院	南砺市井波 938	0763-82-1475
33	公立南砺中央病院	南砺市梅野 2007-5	0763-53-0001

3 肝炎ウイルス検査手順

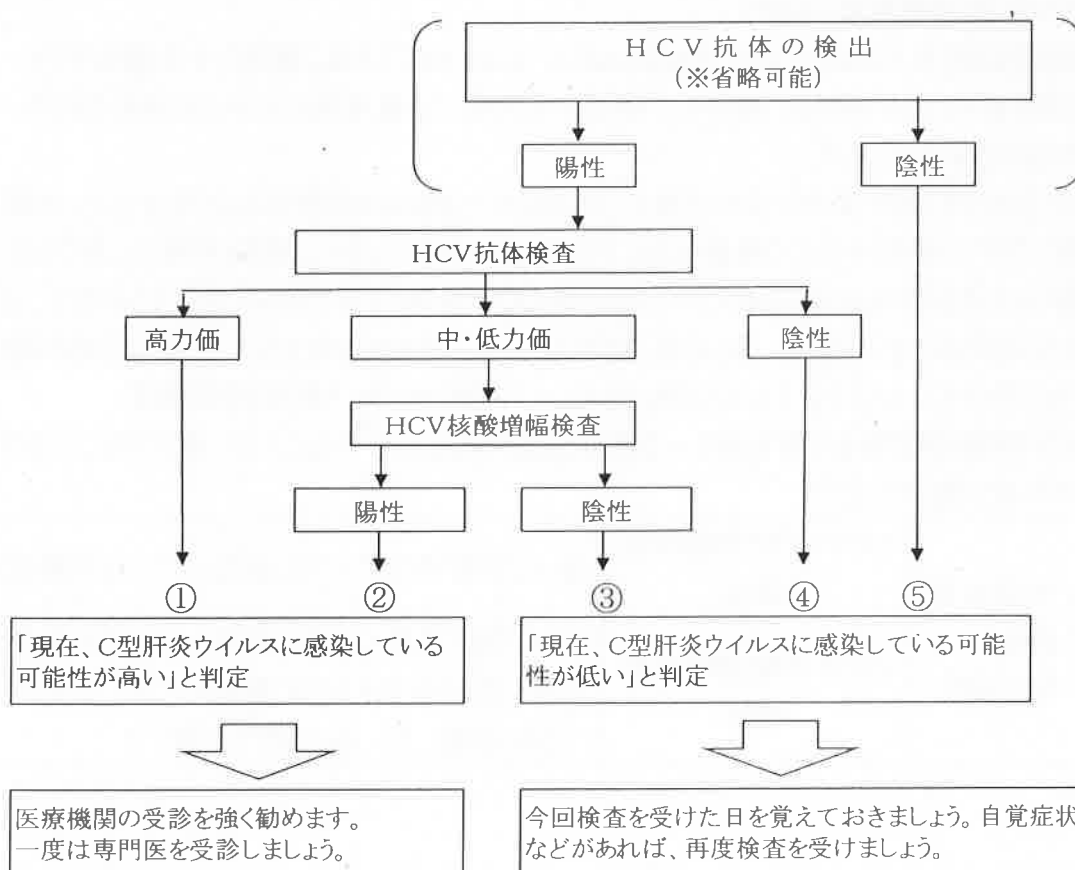
(1) B型肝炎ウイルス検査

B型肝炎ウイルス(HBV)に感染しているかどうかを、血液検査で調べます。血液検査では、まずHBs抗原(B型肝炎ウイルスを構成するタンパクの一部)を検査し、HBs抗原が検出された場合、医療機関での精密検査をすすめます。



(2) C型肝炎ウイルス検査

C型肝炎ウイルス(HCV)に感染しているかどうかを、血液検査で調べます。検査は、HCV抗体の検出と、HCV抗体検査およびHCV核酸増幅検査(HCV-RNA検査)との組み合わせにより行います。



・ HCV抗体検査

HCV抗体検査が陽性の方は、ウイルスが「身体の中にいる状態(感染している場合)」と、「身体から排除された後の状態(感染既往を示す場合)」とに分けられます。

この検査は、ウイルスが現在、身体の中にいる可能性が「高い」か「低い」かを判定するためのものです。

HCV抗体検査(感染後3ヶ月程度で検出)をすることで、感染既往の有無及びC型肝炎ウイルスキャリアの可能性が判ります。

HCV 抗体検査 陽性	高力価	①:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い
	中・低力価	②～③:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い もしくは C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い (C型肝炎ウイルスに感染したが、ウイルスが排除され 治癒している可能性が高い)
HCV 抗体検査 陰性	④:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い	
HCV 抗体の検出 陰性	⑤:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い	

・ HCV核酸増幅検査(NAT)

核酸増幅検査(Nucleic acid Amplification Test:NAT)とは、標的とする遺伝子の一部を試験管内で約1億倍に増やして検出する方法で、基本的にはPCRと呼ばれているものと同じ検査法です。

この方法をC型肝炎ウイルスの遺伝子(HCV-RNA)の検出に応用すると、血液(検体)の中に存在するごく微量のHCVを検出できることから、感染早期で、まだHCV抗体ができる前(HCV抗体のウィンドウ期)の人を見出すことができるようになり、またHCV抗体が「中力価」～「低力価」陽性を示す人をHCVキャリアとHCVの感染既往者とに分けることができるようになりました。((公財)ウイルス肝炎研究財団)

HCV核酸増幅検査(感染後1～2週間程度で検出)をすることで、体の中にいるウイルスの量を測定します。

HCV 抗体検査 陽性 (中・低力価)	HCV 核酸増幅検査 陽性	②:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い
	HCV 核酸増幅検査 陰性	③:C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い (C型肝炎ウイルスに感染したが、ウイルスが排除 され治癒している可能性が高い)

Ⅱ B型肝炎について

1 B型肝炎の経過

B型肝炎の経過は、ウイルスに感染した時期とウイルスの型(ジェノタイプ)によって異なりますが、肝炎ウイルス検査で見つかる方の大半は出産期に母親から感染(垂直感染)したものです。

母子垂直感染では、初めは肝機能に異常がなくても一生のいずれかの時期に肝炎を発症し、その約10～15%が慢性肝炎になり、さらに知らない間に肝硬変や肝がんに進行的場合があります。

2 肝がんの原因

日本で肝がんて亡くなられる患者さんは、年間約3万人で、悪性新生物における死亡原因では、男性4位、女性6位です(平成27年(2015)人口動態統計(確定数))。

この肝がんの患者さんの約90%にB型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスの感染が認められています。B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスに感染している人は、そうでない人と比べて、数百倍以上肝がんになる確率が高いのです。

B型肝炎ウイルスは肝臓の細胞の遺伝子に入り込み、発がんの原因になるといわれています。そのため肝機能のそれほど悪くない時期から発がんを認めることもあります。

3 精密検査の必要性

肝臓は“沈黙の臓器”といわれています。慢性肝炎だけでなく肝硬変や肝がんになっても、症状がないことが多いのです。自覚症状がないという理由で精密検査を受けないでいると手遅れになってしまうかもしれませんので、きちんと精密検査を受けることが大切です。

4 精密検査の項目

精密検査では、血液検査と超音波検査(エコー)をします。血液検査では、肝機能(AST、ALTなど)、ウイルスの活動性などを調べます。超音波検査は、おなかの表面から超音波をあてて肝臓の状態を見る検査です。

またCT、MRIなどの画像検査を行うこともあります。

5 定期検査の必要性

B型肝炎ウイルスに感染している人の肝機能(AST、ALTなど)の数値は、正常と異常をくりかえす場合があります。ウイルスがいると言われたけれども、肝機能が正常だから大丈夫というのは誤りです。

肝機能が正常であっても、ウイルスがいる限りは、知らない間に肝硬変や肝がんにな

進むことがありますので、必ず定期検査を受ける必要があります。

定期検査の間隔は、ウイルスの活動状況によって異なり、肝機能が正常な場合の定期検査の間隔は年1回から月1回まで様々です。主治医の指示に従ってください。

6 B型慢性肝炎の治療法

精密検査で肝臓の状態を調べてから、治療が必要かどうかを決めます。慢性肝炎で肝機能が異常と分かれば、肝硬変や肝がんにならないようにするために治療が必要です。

治療によりB型肝炎ウイルスが消えてしまうことは稀ですが、ウイルス量を減らして肝炎の活動性を抑えることで、肝硬変や肝がんになることを防ぐための治療ができますようになっています。このような治療には、インターフェロン注射や、エンデカビル(バラクルード)、アデホビル(ヘプセラ)、ラミブジン(ゼフィックス)、テノホビル(テノゼット)などの核酸アナログと総称される飲み薬が使用されます。

7 精密検査のための診断手引き

B型肝炎ウイルス(HBV)キャリアの85～90%は、HBe抗原陽性からセロコンバージョンをへて、HBe抗体陽性の無症候性キャリアに至る一連の経過をたどります。

このためHBe抗体が陽性となった場合、臨床的に問題なく経過観察も不要と考える方がおられます。

しかし、このような経過をとらない例もあります。即ち、HBe抗体が陽性の活動性慢性肝炎はよく経験しますし、肝炎の活動が長らく見られないHBe抗体陽性の無症候性キャリアと考えていた例であっても、

- 1) 慢性肝炎が活動するようになる
- 2) B型肝炎の感染源になる
- 3) がんの化学療法や免疫抑制療法によって、ウイルスが急速に増加して劇症肝炎を起こすことがある。

などが知られるようになりました。そして、そのような例では全ての例で、血中にHBV-DNAが増加していることが知られています。

HBs抗原が陽性である限りは、画像とトランスアミナーゼ値に異常がなくHBe抗体陽性の無症候性キャリアと診断されても、血中HBV-DNAの多寡により観察期間の長さを決めて定期的に経過観察することが重要です。

以下に、B型肝炎ウイルス感染者の診断において注意すべき要点を示しました。

(1) HBs抗原が陽性であれば発がんする可能性が高い

B型肝炎では、C型肝炎と異なり、軽い慢性肝炎の段階でも発がんすることがあります。また若年者でも発がんすることがあります。

HBs抗原が陽性であることを指摘されながら長らく経過観察されていなかった患者

が、ある日、大きな肝がんを伴って来院するという経験をします。

検診でHBs抗原が陽性と指摘された症例はすべて、経過観察あるいは治療の対象となります。

(2) HBe抗体陽性は治癒でない

HBe抗体陽性の患者さんに「治ったので病院に通う必要はない」と説明することは大きな誤りです。HBe抗体が陽性であっても慢性肝炎、肝硬変、肝がん症例はむしろHBe抗体陽性の場合が多いです。

1) HBe抗体陽性でHBV-DNAが検出される例

(アンプリコアPCR法で2.6LC/mL以上、あるいはリアルタイムPCR法で2.1LC/mL以上)

AST、ALTが正常であっても油断は出来ません。定期的に観察しているとAST、ALTが変動する例が見つかります。また画像診断で、慢性肝炎、肝硬変、肝がんが見つかることもあります。

こうした例では、

- ① 画像診断を行い、進行度を確認すると同時に肝がんがないことを確認する。
- ② はじめは1～3ヶ月に1度程度の頻度でAST、ALTに異常がないか確認する。
- ③ 定期観察でAST、ALTが1年以上にわたって正常であれば、4～6ヶ月に1度くらいの定期観察とする。また、年に1度程度は画像診断を行う。
- ④ AST、ALTが変動する、あるいは画像診断で異常があれば、慢性肝炎として定期観察や治療を行う。

2) HBe抗体陽性、HBV-DNAが検出されない例(アンプリコアPCR法で2.6LC/mL未満、あるいはリアルタイムPCR法で2.1LC/mL未満)かつAST、ALTが長らく正常で画像診断も異常なしの例は、真の無症候性キャリアと診断されます。しかし、ウイルスは体内に残っており、劇症肝炎の感染源になったり、がんの化学療法や免疫抑制療法によって、あるいは自然経過であっても肝炎が再燃することがあります。

したがってこうした例では、

- ① 6ヶ月に1度程度、AST、ALTを測定する。
- ② 年に1度程度、画像診断を行う。

(3) HBe抗原が陽性でAST、ALTが正常の例

測定時はAST、ALTが正常でも、HBe抗体陽性の例に比較して、肝炎が活動しやすい状態です。

- ① 画像診断を行い、進行度を確認すると同時に肝がんがないことを確認する。
- ② はじめは1～3ヶ月に1度程度の頻度でAST、ALT異常がないかを確認する。
- ③ 定期観察でAST、ALTが1年以上にわたって正常であれば、4～6ヶ月に1度く

らの定期観察とする。また、年に1度程度は、画像診断を行う。

- ④ AST、ALTが変動する、あるいは画像診断で異常があれば、慢性肝炎としての定期観察や治療を行う。

(4) 慢性肝炎・肝硬変の例

慢性肝炎と診断された例では、経過観察及び治療を行います。C型の慢性肝炎と異なり、軽い慢性肝炎からでも肝がんをみることがあります。治療では経口の抗ウイルス薬(核酸アナログ製剤)の導入により治療成績は良くなってきています。定期観察の方法は、

- ① 画像診断や肝生検を行い、進行度を確認すると同時に肝がんなど合併症を確認する。
- ② 活動性に合わせて、月に1度から半年に1度程度の頻度でAST、ALT、 α フェトプロテイン(AFP)、PIVKA IIを測定する。
- ③ 進行度に合わせて、3ヶ月から半年に1度は画像診断を行い、進行度の確認を行うと同時に肝がんなど合併症を確認する。
- ④ 診断で肝硬変への移行が疑われれば、肝硬変としての定期観察や治療を行い、合併症があればそれに合わせた定期観察や治療を行う。
- ⑤ 慢性肝炎から肝硬変に進行した後に、HBs抗原が消失する症例がある。その場合は、発癌リスクは残るので引き続き定期観察が必要である。

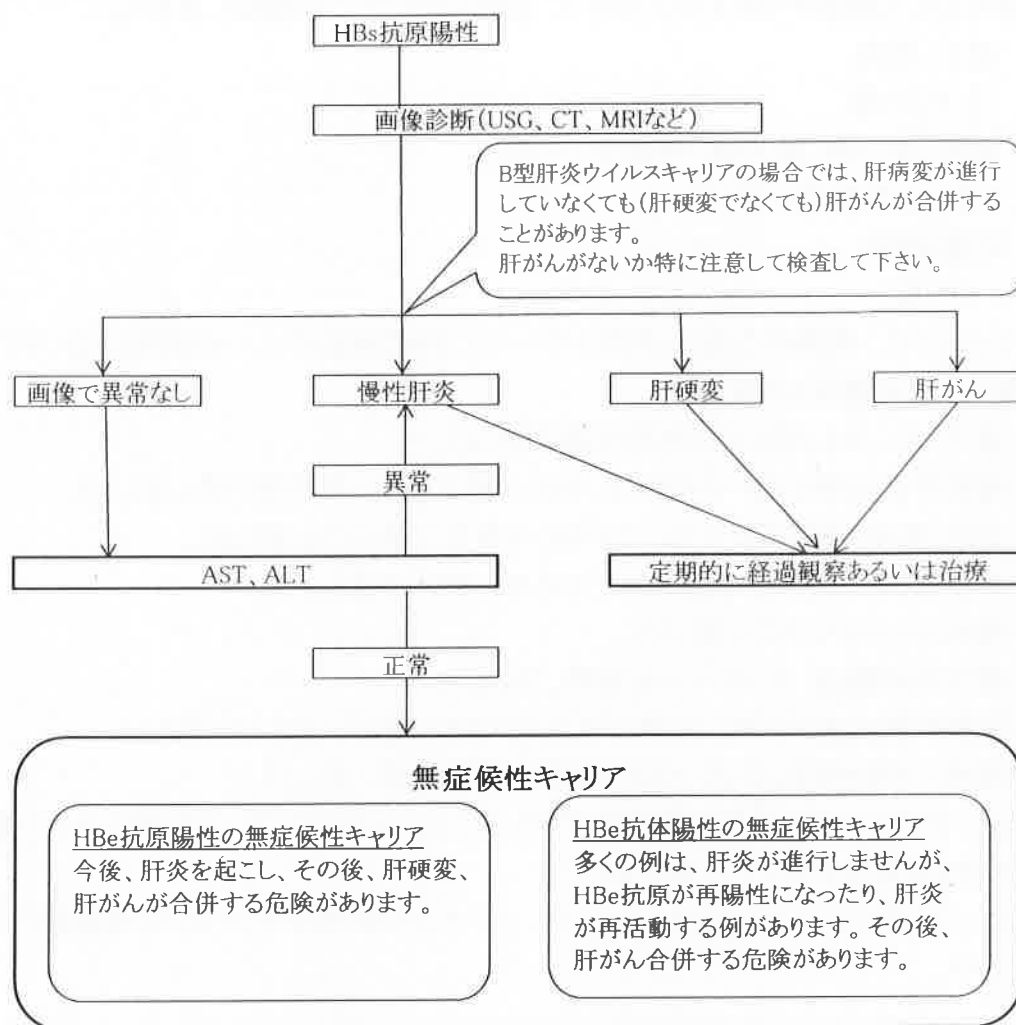
(5) 潜在的な患者を見つけるとともに、感染の拡大を絶つという観点の必要性

ひとたびキャリア症例を診察したならば、よく説明し、理解を得た上で、家族(特に両親や兄弟)にも検査を勧める必要があります。それを契機に、治療が必要な患者さんが見つかることがあります。

また、配偶者など希望者には有料(保険適応外)でワクチン接種などを指導することも必要です。

診断及び治療については、かかりつけ医と肝臓専門医の連携のもと、進めることが大切です。

8 精密検査における診断手順



9 日常生活

感染していたとしても、多くの場合、定期検査を受けること以外は特に生活内容を変える必要はありませんが、日常生活のポイントは以下のとおりです。

- アルコールはできるだけ控えましょう。
肝炎や肝硬変で治療中なら、アルコールを飲んではいけません。
- タバコはやめるのが一番です。
- 肥満を防止しましょう。
- 便秘を整えましょう。
- 規則正しい生活と適度な運動を心がけましょう。

10 感染予防の方法

血液を介して感染するウイルスなので、次のようなことでは感染しません。

- 握手・抱擁
- くしゃみ・咳
- 食事(食べ物, 飲み物, 食器やコップ)
- 入浴・公衆浴場・トイレ
- 下着・洗濯
- ハエ・蚊

以下のように、常識的な衛生習慣を守っていれば周囲の人への感染はないので、神経質になる必要はありません。

- 歯ブラシ、カミソリなどの共用は避けましょう。
- 血液や分泌物が付いたものは、包んで捨てるか、水で洗い流しましょう。
- けが・鼻血・皮膚炎などは、できるだけ自分で手当てしましょう。
- 乳幼児に、口うつしで食べ物を与えないようにしましょう。
- 献血はしないようにしましょう。
- 性行為の際は、コンドームを使用しましょう。
- 家族に検査をすすめ、必要な場合はワクチンを打ってもらいましょう。
- 妊娠・出産・授乳については、医師の指導に従いましょう。

最近、ピアスの穴あけ用の器具を共用したことによる感染や、入れ墨を入れた際の感染が散見されますので、注意しましょう。

なお、ご家族などへの感染を防ぐには、ワクチンが有効ですので、医療機関にご相談ください。

Ⅲ C型肝炎について

1 C型肝炎の経過

C型肝炎はC型肝炎ウイルスの血液を介した感染によって起こりますが、急性期では症状が比較的軽いことから気づかないことが多いとされています。

C型肝炎ウイルスに感染すると70%前後の人が慢性肝炎になります。慢性肝炎になると自然経過でウイルスが消失することはまれで、ほとんどの場合、自覚症状がないまま経過し、さらに肝硬変へと進行する場合があります。

この経過の中で20～25%に肝がんが発生してきます。肝がんの発生頻度は慢性肝炎が進むにつれて高くなり、肝硬変では年間7%前後(7年間で2人に1人)です。

このようなことから、C型肝炎では現在の肝炎の状態を正しく知ることや、C型肝炎ウイルスの慢性感染を断ち切る治療はもとより、慢性肝炎を進めない治療・管理が非常に重要なのです。

2 精密検査の項目

C型肝炎ウイルスの感染がわかったらC型肝炎に詳しい医師(肝臓専門医)による精密検査が必要です。病院では一般に血液検査と超音波(エコー)検査などの画像診断を行います。

血液検査ではALT値等の測定による肝細胞破壊の程度(活動性)や、血清蛋白量等の肝臓の働き、血小板数等を調べ、必要に応じてウイルスのタイプやウイルス量も調べます。

画像診断(エコー、CT、MRIなど)では、肝臓の病期の進展度合(ごく初期の慢性肝炎か、肝硬変に近い慢性肝炎かなど)や肝臓内部の異常(がんがないかなど)を調べます。また、必要に応じて血管造影や肝生検なども行われます。

3 定期検査の必要性

最近の調査では、検診などで初めてC型肝炎ウイルス持続感染を指摘された人のほとんどで肝臓に「異常」が見られることが示されています。

また、慢性肝炎では、進行していても肝機能検査値が正常範囲にとどまっていることもあります。

C型慢性肝炎では、血液検査が正常でも、自覚症状がなくても、徐々に進行して肝硬変や肝がんに至ることもありますので、すぐには本格的な治療が必要と判断されない場合でも、決して放置することなく、画像診断を加えた定期的な経過観察を受けることが必要です。

検査の間隔などについては肝臓の状態によって異なりますので、主治医の注意を守って、きちんと受診することが重要です。

4 C型肝炎の治療法

C型肝炎の治療は病気の活動性や進行の状態(病期)、また、ウイルスのタイプ、ウイルス量によって方法や効果、さらには治療目標などが異なります。治療薬や治療方針の選択については、薬の飲み合わせ等もありますので、必ず専門の医師による判断が必要です。

ウイルス排除(治癒)目的としては、インターフェロン治療、リバビリンとの併用療法があり、2014年9月からは、インターフェロンフリー治療が主に使用されています。治療法の進歩・製剤の改良などにより治療効果は向上し、難治例でも10人に9人が治癒するようになっていきます。

また、ウイルス排除できない場合でも、インターフェロン少量長期投与や、種々の治療で肝炎の進行を抑制し、肝硬変や肝がんを予防することも行われ効果をあげています。

これまで難治とされていた serotype1 型(genotype1b)高ウイルス量症例に対しては、ペグインターフェロン／リバビリン併用療法が主流でした。

さらに、2011年12月から上記のペグインターフェロン／リバビリン併用療法にプロテアーゼ阻害剤を加えた3剤併用療法も使用可能となり、約85%の著効率が得られました。

2014年9月から状況が大きく変わり、serotype1 型に対する経口剤治療薬ダクタスビル／アスナプレビル(ダグルインザ／スンベプラ)の2剤併用療法(24週内服)が使用可能となり、飲み薬だけの治療薬が使えるようになりました。続いて2015年5月には serotype2型に対するソホスブビル(ソバルディ)／リバビリンの2剤併用療法(12週内服)、2015年8月には serotype1 型に対するソホスブビル／レジパスビル(ハーボニー)の2剤併用療法(12週内服)、2015年11月には serotype1 型オムビタスビル／パリタプレビル(ヴィキラックス)の2剤併用療法(12週内服)が承認され、本格的なインターフェロンフリー経口剤治療の時代が到来しました。難治例の患者さんでも95%以上の完治率を期待しうることになりました。

5 精密検査のための診断の手引き

「C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された場合には、無症候性キャリア、慢性肝炎、肝硬変、肝がん等の病態診断が極めて重要ですが、鑑別が難しい症例も多く存在します。AST、ALTがたとえ正常であっても、一時的に正常となっている慢性肝炎や、肝硬変例もあり、軽々な臨床診断は慎むべきと考えられます。

常に、経過観察と画像診断による適確な診断が重要であり、適宜専門医の診断、助言が必要と思われます。

(1) 無症候性キャリア

精密検査が必要とされたが、画像診断で異常がなく、AST、ALTが正常範囲であ

れば、無症候性キャリアだから定期観察は不要だろうと誤解している方がおられます。

しかし、C型の慢性肝炎ではAST、ALTが間欠的に上昇する例や、ある時期から上昇する例がよく知られています。また、肝硬変も、AST、ALTが正常のこともあります。C型肝炎では、定期観察が不要と診断される無症候性キャリアはいません。

基本的に HCV-RNA 陽性例は、全例抗ウイルス療法適用と考えて専門医に紹介して下さい。

(2) 慢性肝炎の診断

全ての検査が必要なわけではありませんが、腹部エコー、CT、MRI、肝生検などを行って慢性肝炎の診断を確定します。この際、「肝硬変にいたっていないか」、「肝がんを合併していないか」を診断することが重要です。

また、他に原因がなくAST、ALTの異常が少なくとも6ヶ月間続けば、慢性肝炎と診断されます。慢性肝炎の場合は、インターフェロン等の抗ウイルス療法の適応を考える必要があります。

(3) 肝硬変の診断

肝硬変は慢性肝炎が進展した状態であるため、初期の肝硬変では慢性肝炎と区別することは容易ではありません。身体所見では、手掌紅斑やくも状血管腫の出現、検査成績では血小板の低下などが指標となります。腹水や黄疸などの肝不全の症状があれば診断は容易です。腹部エコー、CT、MRI、肝生検などをおこなって肝硬変の診断を確定します。

この際、肝不全にいたっていないか、食道・静脈瘤や肝がんの合併の有無などを診断することが重要です。これらの結果をふまえて、検査および治療などを診断することが必要です。また肝硬変と診断されると、年率にして7%、7年みていれば半数の患者さんが肝がんになるという事実があります。

このため肝硬変と診断された患者さんでは、肝がんの早期発見のために定期観察が重要です。このことは広く知られた事実とされており、肝がんを見落としたり、あるいは定期的な観察をしていなかったために進行肝がんが発見されたといったことから、裁判になるケースもあります。

また、肝硬変でも腹水、浮腫、黄疸や肝性脳症などの症状が見られない代償性肝硬変に対しては、抗ウイルス療法が行われるようになっています。

(4) 肝がん

C型肝炎の場合は、ほとんどが慢性肝炎や肝硬変を背景に肝がんが生じます。腹部エコー検査は侵襲性もなく簡便な検査ですが、術者や機器に左右されること、死角があることも知られているため、他の画像診断(CTやMRI)も行うことが重要です。

先に述べたように、慢性肝炎あるいは肝硬変と診断されたら、肝がんがないか検査

をおこないます。肝がんがないことが確認されても、肝がんの早期発見のためには定期的な検査が必須です。

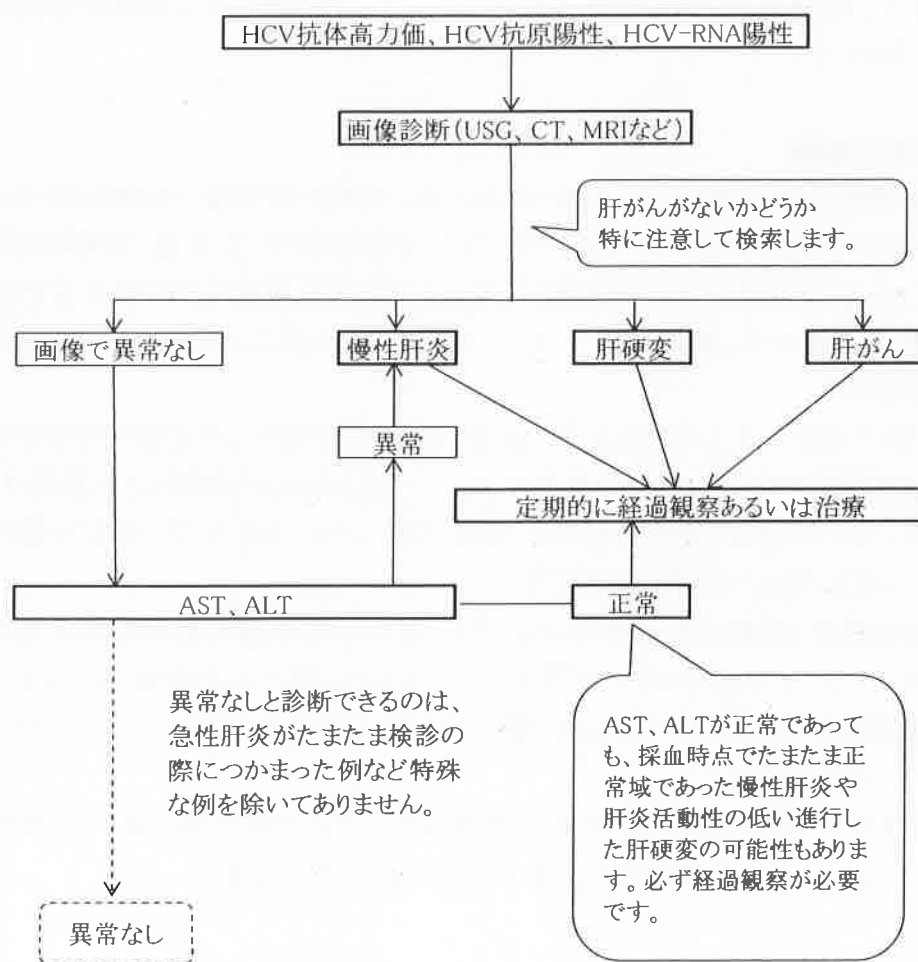
診断及び治療について、かかりつけ医と肝臓専門医の連携のもと、進めることが大切です。

(5) 抗ウイルス療法施行後

抗ウイルス療法により、持続的に HCV-RNA 陰性となった場合でも、発癌のリスクは低下しますがリスクは残ります。HCV-RNA 排除後でも 10 年で 8% 前後の発癌リスクがあります。

治療後も年に 1～2 度の画像検査、腫瘍マーカーの採血が必要です。

6 精密検査における診断の手順



7 感染予防の方法

C型肝炎ウイルス感染は、主に血液を介して起こりますので、以下のようなことでは感染しません。

- 握手・抱擁
- くしゃみ・咳
- 食事(食べ物、飲み物、食器やコップ)
- 入浴・公衆浴場・トイレ
- 下着・洗濯
- ハエ・蚊

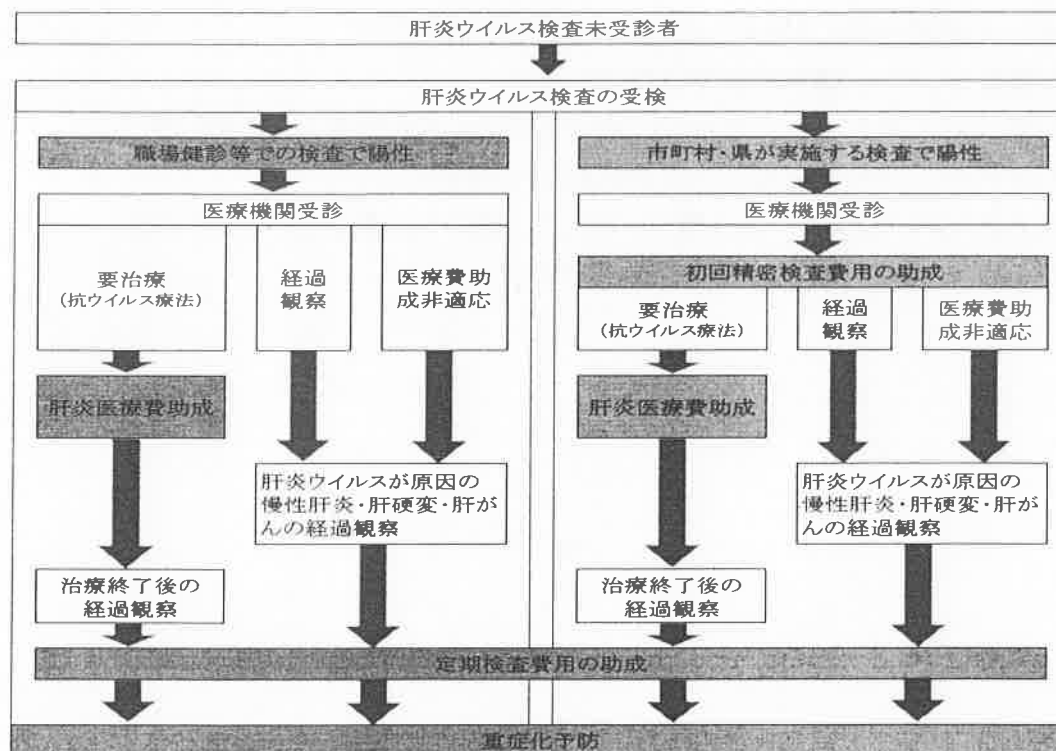
他の人への感染を防ぐためには以下の注意が必要です

- 献血をしない。臓器や組織を提供しない。
- 歯ブラシ、カミソリなど血液が付着するようなものを他の人と共用しない。
- ボディピアスや刺青などの道具を他の人と共用しない。
- 出血している皮膚の傷は覆うようにして、他の人に触れないようにする。
- 月経血、鼻血などは自分で後始末する。

IV 富山県における肝炎対策の体制

1 陽性者のフォローアップ体制

以下は、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の体系を示したものである。市町村及び県は、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、陽性者に対して早期の精密検査の受診を促し、未受診あるいは治療中断の防止のためフォローアップを行う。なお、陽性者のフォローアップは生涯行い、必要に応じて、各厚生センターで開催する事例検討会及び連絡調整会議において、肝炎ウイルス陽性者や治療中の者への対応や管内における肝炎対策等について検討する。



(1) 陽性者のフォローアップ方法

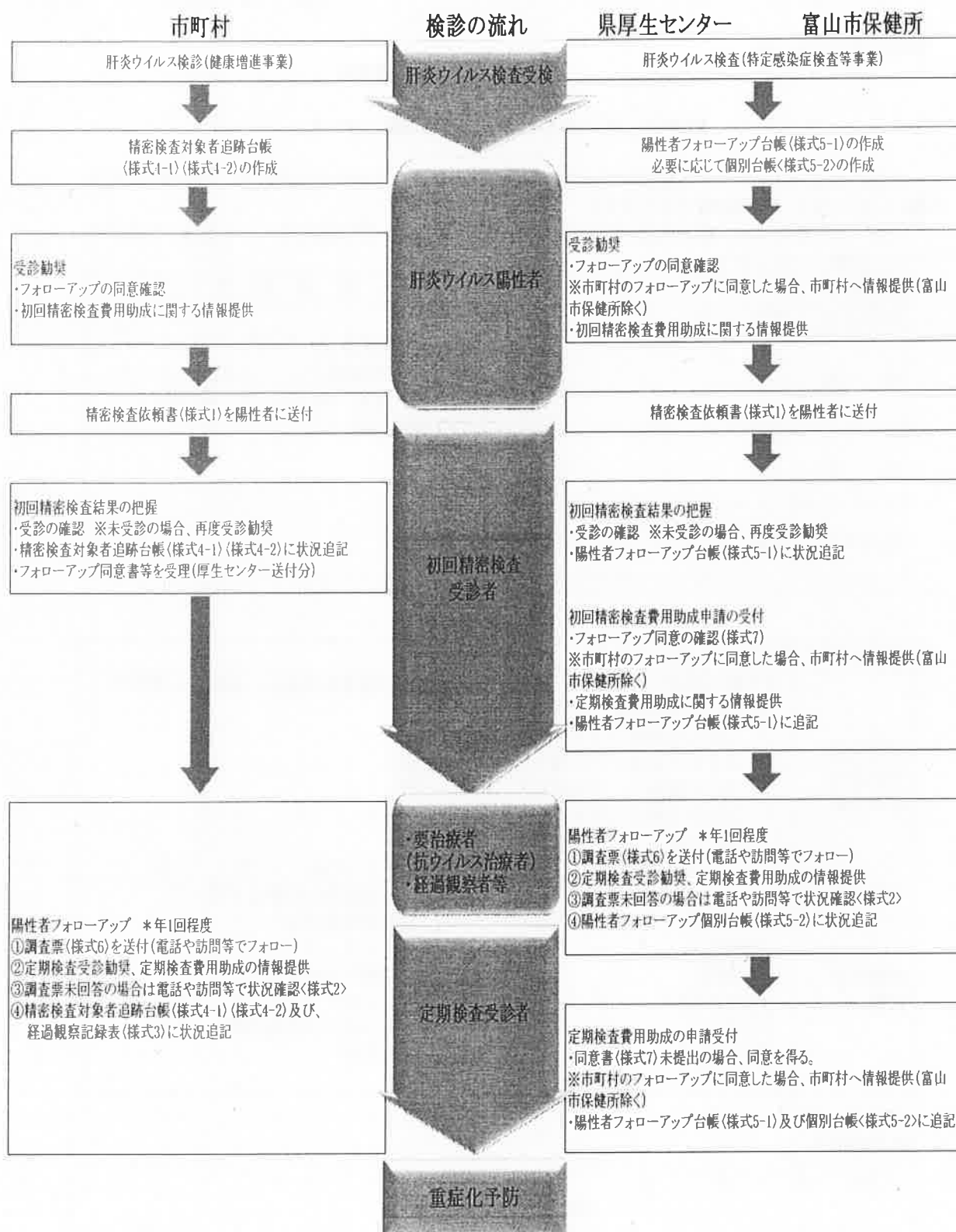
① 対象者

- ・市町村の健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検査で「陽性」または「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
- ・厚生センター(支所)・富山市保健所又は委託医療機関等の肝炎ウイルス検査で「陽性」又は「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
- ・検査費用の請求により把握した陽性者
- ・その他、医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者

② 実施方法

- ・調査票を年1回送付し、医療機関の受診状況や診療状況を確認する。
- ・未受診の場合は、必要に応じて訪問や電話等により受診を勧奨する。

(2) 各関係機関の役割



(1) 様式1 肝炎ウイルス検診精密検査依頼書

平成 年 月 日

精密検査担当医 様

関係機関名

肝炎ウイルス検診精密検査の依頼について

下記の方は「肝炎ウイルス検診」の結果、精密な検査が必要と思われますので、ご精査のほどお願いいたします（保険診療となります）。

なお、お手数ですが、精密検査の結果を下段にご記入のうえ（関係機関名）へご返送くださいますようお願いいたします。

検査番号			検 診 結 果
検診月日	平成 年 月 日		HBs抗原 結果（+・-） HCV抗体 測定値（ ）結果（+・-） 判定（高力価 中・低力価） HCV核酸 結果（+・-） 検査機関名
住 所			
氏 名			
生年月日	昭和 年 月 日（ 歳）		

精密検査結果

診療年月日	平成 年 月 日		
精密検査 方法及び 検査実施日	＊下記の項目については、少なくとも1項目の検査を実施し、実施した項目に○を付け実施月をご記入ください。 1 生化学検査（平成 年 月） 2 エコー検査（平成 年 月） 3 CT検査（平成 年 月） 4 MRI検査（平成 年 月） 5 肝生検（平成 年 月） 6 その他（ ）（平成 年 月）		
	精密検査 結果	精密検査 後の方針	1 経過観察も治療も不要 2 経過観察のみ 3 インターフェロン治療 4 核酸アナログ製剤治療 5 インターフェロンフリー治療 6 その他の注射薬治療 7 その他（ ）
紹介先 医療機関名			
平成 年 月 日 精密検査担当医療機関名 担当医師名 印			

※ 本人には、（関係機関名）から医療機関へ連絡することについての同意を得ております。

(2) 様式2 肝炎ウイルス検診要検者経過観察報告書

平成 年 月 日

担当医 様

関係機関名

肝炎ウイルス検診要精検者経過観察報告書

下記の方は、肝炎ウイルス検診後に精検を受けられ、その結果、経過観察となっています。
お手数ですが、現在の受診状況等を下段にご記入のうえ、(関係機関名)へご返送くださいます
ようお願いいたします。

住所				
氏名		男・女	生年 月 日	大・昭 年 月 日生 (歳)
肝炎ウイルス検診	平成 年 月 日	結果	B型肝炎疑い ・ C型肝炎疑い	

<現在の受診状況>

1. 平成 年 月から受診していません。
2. 平成 年 月から受診し、現在の受診状況等は以下のとおりです。

最 近 の 受 診 日	平成 年 月 日
診 断 名	1 B型慢性肝炎 2 C型慢性肝炎 3 無症候性キャリア 4 肝硬変 5 肝細胞がん 6 その他 ()
生 化 学 検 査 結 果	ALT (GPT) 値 () AST (GOT) 値 ()
直近の画像診断等実施日	1 エコー検査 (平成 年 月) 2 CT検査 (平成 年 月) 3 MRI検査 (平成 年 月) 4 肝生検 (平成 年 月) 5 その他 () (平成 年 月)
治 療 内 容	1 インターフェロン治療 (実施時期: 年 月 ~ 年 月) 2 核酸アナログ製剤治療 (実施時期: 年 月 ~ 年 月) 3 インターフェロンフリー治療 (実施時期: 年 月 ~ 年 月) 4 インターフェロン以外の注射 () 5 定期観察のみ () 6 その他 ()
治療費助成利用の有無	1 有 (治療費助成期間 ~) 2 無
今 後 の 治 療 方 針	
受 診 頻 度	1 1か月に1回程度 2 2~3か月に1回程度 3 半年に1回程度 4 年1回程度
連絡事項	
平成 年 月 日	医療機関名 担当医師名 印

※本人には、(関係機関名)から医療機関へ連絡することについての同意を得ています。

(3)様式3 肝炎ウイルス検診要精検者経過観察記録票

肝炎ウイルス検診要精検者経過観察記録票

平成 年 月 日 方法 (訪問・電話・その他) 記録者 ()

住 所			
氏 名	生年月日	昭和 年 月 日 (歳)	
受診状況	1 現在、医療機関に受診している。 診断名： 内 容：① 抗ウイルス療法 (付与の治療、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療) を受けた。または現在も受けている。 ② 現在も抗ウイルス療法以外の注射や服薬を続けている。 ③ 薬はもらってないが定期的に受診し検査を行っている。 ④ 以前の検診の精密検査で定期的に受診するように言われた。今後、受診する予定である。 〔 時期： 月頃 医療機関名： 〕 ⑤ その他〔 〕 2 現在、医療機関に受診していない。 内容：① 昨年の検診の精密検査で定期的に受診するように言われたが受けていない。 〔 理由 〕 ② 精密検査を受けて医師からもう来なくてよいと言われた。 〔 理由 〕 ③ 何回か受診したが、自分から行くのをやめてどこにも受診していない。 〔 理由 〕 ④ その他〔 〕		
相 談 内 容			
指 導 内 容			
主 治 医 連 絡	不要 必要→ ()		
次 回 予 定	平成 年 月頃		

(4) 様式 4-1 B型肝炎精密検査対象者追跡台帳 (例)

NO	氏名	性別	生年月日	住 所	年 齢	一 次 検 査 日	同 意 の 有 無	精 査 検 査 日	精 査 医 療 機 関	精 査 方 法					精 査 結 果					精 査 後 の 対 応	備 考	地区担当者	
										生 化 学 検 査	エ コ ー 検 査	C T 検 査	M R I 検 査	そ の 他	異 常 な し	無 症 候 性 キ ャ リ ア	急 性 肝 炎	慢 性 肝 炎	肝 硬 変				肝 がん
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							

様式 4 - 2 C型肝炎精密検査対象者追跡台帳（例）

NO	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	一次検査日	一次検査結果			同意の有無	精密検査日	精検医療機関	精検方法				精検結果						精検後の対応		肝疾患専門医療機関受診有無	備考	地区担当者		
							低	中	高				生化学検査	エコー検査	CT検査	MRI検査	その他	異常なし	急性肝炎	慢性肝炎	肝硬変	肝がん	その他	定期的に観察				要治療	観察不要
1																													
2																													
3																													
4																													
5																													
6																													
7																													
8																													
9																													
10																													
11																													
12																													
13																													
14																													
15																													

(5) 様式5-1 陽性者フォローアップ台帳(例)

NO	受付日	氏名	性別	生年月日	年齢	住所	把握契機	種別 (B・C型)	診断名	フォローアップ 同意の有無	フォローアップ 実施機関	備考	担当者
1										有・無			
2										有・無			
3										有・無			
4										有・無			
5										有・無			
6										有・無			
7										有・無			
8										有・無			
9										有・無			
10										有・無			
11										有・無			
12										有・無			
13										有・無			
14										有・無			
15										有・無			

様式5-2 陽性者フォローアップ個別台帳(例)

基本情報

No	
受付日	
氏名	
性別	
生年月日	
年齢	
住所	
把握契機	
診断名	

〇〇年度

連絡日/連絡方法	
診断名	
治療の有無及び内容	
定期検査の頻度	
今後の支援方針	
備考	
担当者	

〇〇年度

連絡日/連絡方法	
診断名	
治療の有無及び内容	
定期検査の頻度	
今後の支援方針	
備考	
担当者	

〇〇年度

連絡日/連絡方法	
診断名	
治療の有無及び内容	
定期検査の頻度	
今後の支援方針	
備考	
担当者	

〇〇年度

連絡日/連絡方法	
診断名	
治療の有無及び内容	
定期検査の頻度	
今後の支援方針	
備考	
担当者	

(6) 様式6 調査票

(様式第12号)

医療機関の受診状況等に関する調査票

本調査は、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業に参加いただいた方を対象に、医療機関の受診状況や治療内容を確認し、必要な相談支援を行うことを目的に年1回実施しております。

調査のご回答を受けて、当方からお問い合わせをさせていただく場合があります。

なお、個人情報及び回答内容につきましては、本事業の中でのみ使用し、その他の目的に用いることはありません。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【本調査に関するお問い合わせ先】

(市町村または県の担当課)〇〇課 TEL 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

問1 過去1年以内に肝臓の病気に関して医療機関を受診しましたか。

☐ はい(直近の受診日:平成 年 月ころ 医療機関名:)

☐ いいえ(受診をしていない理由:)

問2 (問1で「はい」と回答した場合)差し支えなければ、説明を受けた病状を教えてください。

☐ 無症候性キャリア(B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス)

☐ 慢性肝炎(B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)

☐ 肝硬変(B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)

☐ 肝がん(B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる)

☐ その他()

☐ わからない

問3 (問1で「はい」と回答した場合)現在の治療状況と今後の予定を教えてください。

☐ 肝臓病の治療を現在受けている。または今後受ける予定である。

└─ 差し支えなければ、治療内容を教えてください。

☐ インターフェロン治療

☐ インターフェロンフリー治療

☐ 核酸アナログ製剤治療

☐ その他()

☐ 治療内容は、わからない

☐ 肝臓病の治療は受けていない。または今のところ治療の予定はない。

└─ 今後の予定をご回答ください。

☐ 経過観察(次回の受診目安: ころ)

☐ その他()

問4 その他、ご意見やご質問などありましたら、ご記載ください。

お名前: _____

記載年月日:平成 年 月 日

連絡先: _____

-富山県、〇〇市町村-

(7) 様式 7 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書
(様式第 13 号)

肝炎ウイルス陽性者フォローアップ同意書

肝炎は、自覚症状がないまま重症化することがあります。すぐに治療の必要がない場合でも、定期的に医療機関を受診し、ご自身の状態を確認することが重要です。

そこで、県内の市町村及び富山県では、あなたの健康を守るため、肝炎ウイルス陽性者の方に対して受診状況や治療内容について確認等のフォローアップを行います。

【内 容】

- ①市町村又は県厚生センター・支所から、医療機関の受診状況等の確認のため年 1 回程度、ご連絡差し上げます。（調査票の送付・電話による連絡等）
- ②お住まいの市町村又は県厚生センター・支所に本書の写しを提供することがあります。また、肝炎ウイルス検査結果や検査内容、治療内容等の情報を提供することがあります。
- ③必要に応じて、医療機関等に肝炎ウイルス検査結果や検査内容等の照会を行うことがあります。
- ④個人情報につきましては、他の目的に用いることはありません。

上記内容を確認の上、フォローアップの参加に同意します。

同意日 平成 年 月 日

住 所	〒		
氏 名(自 署)		性 別	男 ・ 女
電 話 番 号	— —		
生 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日 (歳)		
フォローの 実 施 主 体 (いずれかを選択)	☐ お住まいの市町村 (市・町・村) のフォローアップに同意 ☐ 県のフォローアップに同意 (市町村のフォローアップは同意しない)		

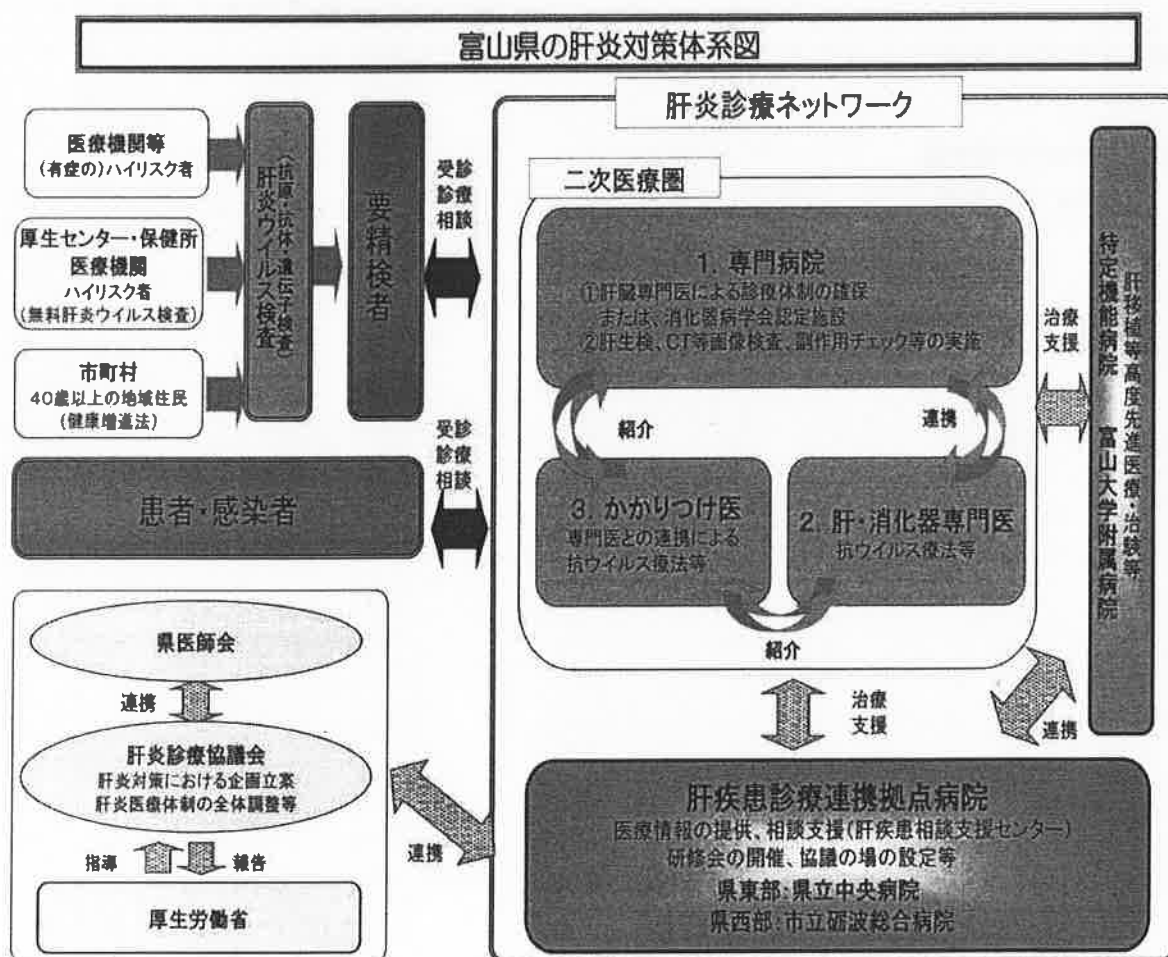
-富山県、〇〇市町村-

2 富山県肝炎診療ネットワーク

富山県では、平成20年度から、かかりつけ医と肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関等との連携により、ウイルス性肝炎の適切な診療を提供する肝炎診療ネットワーク体制を整備しました。

ウイルス性肝炎患者はウイルスの排除により、肝がんの合併率が明らかに低下することから、肝炎の病態等に応じた治療方法の選択が重要であり、正確な病態の把握や治療方針の決定には、肝疾患に関する専門的な医療機関の関与が不可欠です。また、病態が安定し、治療方針に大きな変化がない場合は、かかりつけ医が診療を行うなど、かかりつけ医と肝疾患専門医療機関等との連携を推進しています。

また、県内2ヶ所の病院に指定した肝疾患診療連携拠点病院（平成20年2月 指定）において、かかりつけ医と専門医療機関等との協議の場を設け、連携体制の推進を図るとともに、「肝疾患相談支援センター」等を開設し、ウイルス性肝炎をはじめとする肝疾患に不安や疑問を持つ者や患者・家族等に対し、専門的な相談に応じています。



(1) 専門病院・肝疾患診療連携拠点病院・特定機能病院

① 肝臓専門医による診療体制が確保されていること、または、(一財)日本消化器病学会の認定施設であること。

② 肝生検、CT等画像検査、副作用チェック等ができること。

* 毎年の実績状況や専門医資格の取得状況等により見直しを行う。

【参考】

厚生労働省通知で規定する専門医療機関の機能

① 専門的な知識を持つ医師(日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等)による診断(活動度及び病期を含む)と治療方針の決定が行われていること。

② インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。

③ 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

(2) 肝・消化器専門医

抗ウイルス療法を行うことができ、(一社)日本肝臓学会の肝臓専門医または、(一財)日本消化器病学会の消化器専門医による診療体制があること。

(3) かかりつけ医

専門医との連携により、抗ウイルス療法等を行う。

肝疾患専門病院一覧

肝疾患の専門病院(*1 肝疾患診療連携拠点病院、*2 特定機能病院含む)
 (一社)日本肝臓学会が公表している肝臓専門医による診療体制が確保されていること、
 または、(一財)日本消化器病学会の認定施設であるところです。
 肝生検、CT 等画像検査、副作用チェック等ができます。

新川医療圏

病院名	住所	電話
あさひ総合病院	朝日町泊 477	0765-83-1160
丸川病院	下新川郡入善町青島 396-1	0765-72-5150
黒部市民病院	黒部市三日市 1108-1	0765-54-2211
富山労災病院	魚津市六郎丸 992	0765-22-1280

富山医療圏

病院名	住所	電話
かみいち総合病院	中新川郡上市町法音寺 51	076-472-1212
厚生連滑川病院	滑川市常盤町 119	076-475-1000
富山県立中央病院(*1)	富山市西長江 2-2-78	076-424-1531
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町 2-1	076-422-1112
富山大学附属病院(*2)	富山市杉谷 2630	076-434-2281
富山赤十字病院	富山市牛島本町 2-1-58	076-433-2222
富山県済生会富山病院	富山市楠木 33-1	076-437-1111
八尾総合病院	富山市八尾町福島 7-42	076-454-5000

高岡医療圏

病院名	住所	電話
高岡市民病院	高岡市宝町 4-1	0766-23-0204
富山県済生会高岡病院	高岡市二塚 387-1	0766-21-0570
JCHO高岡ふしき病院	高岡市伏木古府元町 8-5	0766-44-1181
厚生連高岡病院	高岡市永楽町 5-10	0766-21-3930
金沢医科大学氷見市民病院	氷見市鞍川 1130	0766-74-1900
真生会富山病院	射水市下若 89-10	0766-52-2156

砺波医療圏

病院名	住所	電話
市立砺波総合病院(*1)	砺波市新富町 1-61	0763-32-3320
南砺市民病院	南砺市井波 938	0763-82-1475
公立南砺中央病院	南砺市梅野 2007-5	0763-53-0001

肝・消化器専門医一覧

肝臓専門医により抗ウイルス療法等ができる病院・診療所

抗ウイルス療法を行うことができ、(一社)日本肝臓学会が公表している肝臓専門医による診療体制があるところです。

新川医療圏

病院・診療所名	住所	電話
青山内科	魚津市仏田 3303	0765-25-0250
島谷クリニック	下新川郡朝日町泊 416-9	0765-83-2225

富山医療圏

病院・診療所名	住所	電話
池田内科医院	中新川郡上市町法音寺 1	076-472-5222
おおやま病院	富山市花崎 85	076-483-3311
種井内科胃腸科クリニック	富山市清水町 5-7-16	076-424-4114
土田内科医院	富山市栄町 2-2-3	076-424-3217
西邨内科医院	富山市西町 9-4	076-421-3948
おぎの内科医院	富山市本郷町 47-1	076-461-6655

高岡医療圏

病院・診療所名	住所	電話
桜馬場内科歯科医院	高岡市東下関 1-24	0766-22-8578
竹越内科クリニック	高岡市野村 377-7	0766-22-8200
矢野神経内科医院	射水市本町 1-13-1	0766-82-5150
西野医院	氷見市窪 1076-1	0766-91-7500
澤武医院	氷見市幸町 1-13	0766-72-0118

砺波医療圏

病院・診療所名	住所	電話
柳澤医院	砺波市深江 1-174	0763-34-0811
大野クリニック	小矢部市小矢部町 1-1	0766-67-1475

消化器専門医により抗ウイルス療法等ができる病院・診療所

抗ウイルス療法を行うことができ、(一社)日本消化器病学会が公表している消化器専門医による診療体制があるところです。

新川医療圏

病院・診療所名	住所	電話
健心会坂東病院	下新川郡朝日町道下 900	0765-83-2299
岩田クリニック	黒部市新牧野 282-2	0765-54-5080
金田クリニック	黒部市荻生 2895	0765-52-1034
牧野胃腸科クリニック	黒部市新牧野 169	0765-54-9607

富山医療圏

病院・診療所名	住所	電話
こばやしクリニック	富山市八尾町井田 198-10	076-455-0010
さとむら内科医院	富山市西長江 1-1-2	076-424-3379
清幸会島田病院	富山市下新北町 6-52	076-431-6800
富山逋信病院	富山市鹿島町 2-2-29	076-423-7727
南洋クリニック	富山市婦中町下轡田 179-3	076-466-0018
はやほし内科胃腸科クリニック	富山市婦中町速星 377	076-465-3080
堀地医院	富山市総曲輪 4-4-41	076-421-3400
本多内科医院	富山市白銀町 10-13	076-421-4367
榊谷胃腸科内科クリニック	富山市新富町1-1-4ホテルα 11F	076-432-2586
本定内科クリニック	富山市藤木 1962-2	076-493-5811
八木外科クリニック	富山市星井町2-7-39泉ビル2F	076-422-0055
博仁会横田病院	富山市中野新町 1-1-11	076-425-2800
よしだ医院	富山市五艘 1631-5	076-432-3737

高岡医療圏

病院・診療所名	住所	電話
木谷内科クリニック	高岡市戸出町 5-3-57	0766-63-8655
平野クリニック	高岡市上黒田 271-1	0766-27-0301
森胃腸内科外科クリニック	高岡市丸の内 8-1	0766-25-3811

砺波医療圏

病院・診療所名	住所	電話
公立学校共済組合北陸中央病院	小矢部市野寺 123	0766-67-1150
おおた内科クリニック	砺波市庄川町青島 701-1	0766-82-7700
力耕会金井医院	砺波市深江 1-210	0763-32-8903
城端理休クリニック	南砺市理休 270	0763-62-3325
中田内科医院	南砺市福光 173-8	0763-52-3200

肝疾患相談支援センター

肝疾患診療連携拠点病院には肝疾患相談支援センターが設置されており、肝炎に関するご質問や御相談を受け付けています。

拠点病院名	相談日	受付時間	電話番号
富山県中央病院	月～金	10:00～16:00	076-424-1531(代)
市立砺波総合病院	月～金	10:00～16:00	0763-32-3320(代)

V 県医師会・郡市医師会一覧

	医師会名	住所	電話番号
1	下新川郡医師会	黒部市吉田 599-2	0765-57-0660
2	魚津市医師会	魚津市本町 1-4-27	0765-22-0318
3	滑川市医師会	滑川市田中新町 130-5	076-475-8311
4	中新川郡医師会	中新川郡上市町正印 257 わかくさ医院内	076-473-9380
5	富山市医師会	富山市大泉町 2-11-20	076-425-4114
6	射水市医師会	射水市戸破 1032-3	0766-56-6005
7	高岡市医師会	高岡市二塚 355-1	0766-25-7060
8	氷見市医師会	氷見市鞍川 1130	0766-72-2135
9	砺波市医師会	砺波市幸町 6-4	0763-32-5271
10	南砺市医師会	南砺市荒木 1550 南砺市福光庁舎別館 4 階	0763-53-2510
11	小矢部市医師会	小矢部市綾子 290-6	0766-67-3208
12	富山県医師会	富山市蜷川 336	076-429-4466

VI 県・厚生センター一覧

	県・厚生センター名	住所	電話番号
1	新川厚生センター	黒部市堀切新 343	0765-52-1224
2	新川厚生センター魚津支所	魚津市本江 1397	0765-24-0357
3	中部厚生センター	中新川郡上市町横法音寺 40	076-472-1234
4	高岡厚生センター	高岡市赤祖父 211	0766-21-9411
5	高岡厚生センター射水支所	射水市戸破 1875-1	0766-56-2666
6	高岡厚生センター氷見支所	氷見市幸町 34-9	0766-74-1780
7	砺波厚生センター	南砺市高儀 147	0763-22-3511
8	砺波厚生センター小矢部支所	小矢部市綾子 5532	0766-67-1070
9	富山県厚生部健康課	富山市新総曲輪 1 番 7 号	076-444-3224

VII 市町村肝炎ウイルス検診担当者一覧

	市町村名	住所	電話番号
1	黒部市保健センター	黒部市三日市 1301	0765-54-2411
2	入善町保健センター	下新川郡入善町上野 2793-1	0765-72-0343
3	朝日町保健センター	下新川郡朝日町荒川 262-1	0765-83-3309
4	魚津市健康センター	魚津市吉島 1165	065-24-3999
5	滑川市民健康センター	滑川市田中新町 127	076-475-8011
6	舟橋村生活環境課	中新川郡舟橋仏生寺 55	076-464-1121
7	上市町保健センター	中新川郡上市町湯上野 8	076-473-9355
8	立山町保健センター	中新川郡立山町前沢 1169	076-463-0618
9	富山市保健所健康課	富山市蜷川 459-1	076-428-1153
10	射水市保健センター	射水市中村 38	0766-52-7070
11	高岡市健康増進課(保健センター内)	高岡市本丸町 7-25	0766-20-1345
12	氷見市健康課	氷見市中央町 12-21	0766-74-8062
13	砺波市健康センター	砺波市新富町 1-61	0763-32-7062
14	小矢部市健康福祉課	小矢部市鷺島 15	0766-67-8606
15	南砺市健康課	南砺市北川 166-1	0763-32-2027

参考資料

- ・富山県肝炎治療特別促進事業実施要領
- ・肝炎対策基本法

富山県肝炎治療特別促進事業実施要領

目次

第1章 ウイルス性肝炎医療費助成事業

第2章 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

第1章 ウイルス性肝炎医療費助成事業

(目的)

第1条 肝硬変や肝がんといった重篤な疾病への進行が危惧されるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎について、その有効な治療法である抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、及び核酸アナログ製剤治療）に係る医療費を助成することにより、肝炎患者の早期治療の促進と、肝硬変や肝がんの予防を図ることを目的とする。

(対象疾患及び対象医療)

第2条 この要領第1章の医療費助成（以下「医療費助成事業」という。）の対象疾患は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) B型肝炎ウイルスによる慢性肝炎
- (2) B型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変
- (3) B型肝炎ウイルスによる非代償性肝硬変
- (4) C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎
- (5) C型肝炎ウイルスによる代償性肝硬変

2 医療費助成事業の対象となる医療は、C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの（当該治療を行うための初診料、再診料、検査料、入院料等を含み、当該治療と無関係な治療を除く）とする。

3 インターフェロンによる副作用に対する治療については、インターフェロン治療の中断を防止するために併用せざるを得ない副作用の治療は、受給者証の認定期間中に限り助成の対象とするが、当該治療を中断して行う副作用の治療は助成の対象としないものとする。

4 入院時食事療養標準負担額及び入院時生活療養標準負担額は、助成の対象としないものとする。

(対象患者)

第3条 医療費助成事業の対象となる者（以下「対象患者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 富山県内に住所を有する者

(2) 前条第2項に掲げる医療を必要とする患者であつて、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者のうち、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）において当該疾患に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けている者

(3) 国の肝炎治療特別促進事業実施要綱に定める対象患者の認定基準に適合する者

2 前項の規定にかかわらず、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる者は除く。

（事業の実施方法）

第4条 知事は、医療費助成事業に必要な費用を、富山県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び富山県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託して、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療を実施した保険医療機関等に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、対象患者に支払うことができる。

2 保険医療機関等が知事に請求することができる額は、第1号に規定する額から第2号に規定する対象患者が負担する額を控除した額とする。

(1) 医療保険各法の規定による医療又は後期高齢者医療の医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該治療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

(2) 1か月につき別添1に定める額を限度とする額

（対象患者が負担すべき額）

第5条 対象患者が負担すべき額は、1月につき、住民票上の世帯員全員の市町村民税課税額の合計により別添1に定める額（以下「自己負担限度額」という。）を限度とする。なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る）に係る取り扱いについて（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

2 2以上の保険医療機関等で受療した対象患者が負担すべき額は、前項の規定による。その場合、保険医療機関等は、対象患者が提示する肝炎治療受給者証（様式第1号。以下「受給者証」という。）中の肝炎治療自己負担限度月額管理票に本事業の対象となるインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療のみに要した医療費の自己負担額等を記入し、月間の自己負担累積額が自己負担限度額に達するまで、対象患者から自己負担金を徴収するものとする。

(自己負担限度額の特例)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる条件の全てを満たす者（以下「除外対象者」という。）については、必要書類を申請したものに限り当該世帯の市町村民税課税額の合算対象から除外することができる。

- (1) 市町村民税課税の際、対象患者及びその配偶者と税制上の扶養関係を有しない者
- (2) 対象患者及びその配偶者と医療保険上の扶養関係を有しない者

(医療費助成事業費の請求)

第6条 保険医療機関等が各月に行った治療に係る第4条第2項に規定する医療費助成事業費を請求しようとするときは、診療（調剤）報酬請求書及び明細書を、支払基金又は国保連に、所定の期日までに提出するものとする。

- 2 第4条第1項ただし書に該当する場合は、対象患者は治療実施機関等の発行した診療（調剤）報酬請求書及び明細書の写しと領収書を添えて、肝炎治療費請求書（様式第2号）を翌月10日までに対象患者の住所地を管轄する厚生センターの長（富山市にあっては、富山市保健所長。以下「所長等」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

(肝炎認定協議会)

第7条 知事は、医療費助成事業の適正かつ円滑な実施を図るため、肝臓の専門医等で構成する肝炎認定協議会（以下「認定協議会」という。）を設置する。

- 2 認定協議会は、対象患者の認定について意見を述べるものとする。

(肝炎治療受給者証の申請)

第8条 医療費助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、肝炎治療受給者証交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）に次の書類を添えて、所長等を経由して知事に提出しなければならない。

- (1) 医師の診断書（様式第4号～4号の8）
- (2) 申請者の氏名が記載された被保険者証等の写し
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税年額を証明する書類の写し
- (5) 肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の意見書（様式第4号の9、必要な場合に限る。）
- (6) その他知事が必要と認める書類

- 2 第5条の2に規定する特例を受けようとする申請者は、前項各号に掲げる書類のほか、市町村民税額合算対象除外申請書（様式第8号の2）に、次の書類を添えるものとする。

- (1) 申請者及びその配偶者、除外対象者が加入する健康保険の被扶養者を証明する書類
- (2) 申請者及びその配偶者、除外対象者について市町村民税の税情報（扶養控除関係）を証明する書類（ただし、前項第4号に扶養控除関係の記載がある場合は省略することができる。）

（対象患者の認定）

- 第9条 知事は、交付申請書が提出されたときは、第7条第1項に定める認定協議会に意見を求め、別添2に定める対象患者の認定基準（以下「認定基準」という。）により適正に認定するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による決定に基づき、申請者に対し受給者証又は肝炎治療受給不承認通知書（様式第6号）を交付するものとする。
 - 3 インターフェロン治療を行う者にあつては、認定基準の要件を満たした場合に限り、本事業による2回目の助成を受けられるものとする。

（インターフェロン治療に対する有効期間）

- 第10条 受給者証の有効期間は12か月以内で、治療予定期間に即した期間とし、原則として交付申請書の受理日の属する月の初日から起算するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象患者で、別添3に定める助成期間の延長に係る取扱基準の要件を満たした場合は、インターフェロン治療受給者証有効期間延長申請書（様式第7号又は様式7号の2）に所持する受給者証を添えて、所長等を経由して知事に提出するものとする。
 - 3 知事は、前項の申請があつた場合は、第7条第1項に定める認定協議会の意見を聴いて、受給者証記載の有効期間を、6か月を限度として修正を加えた上、再交付するものとする。

- 第10条の2 前条第2項の規定にかかわらず、対象患者で、受給者証の有効期間中に受療したインターフェロン治療の副作用や本人の帰責性のない事由により治療中止期間が生じたために、当初の有効期間を超えて治療期間を延長する者は、インターフェロン治療受給者証有効期間延長申請書（副作用等延長用）（様式第7号の3）に所持する受給者証を添えて、所長等を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請があつた場合は、受給者証記載の有効期間を、2か月を限度として修正を加えた上で、再交付するものとする。

（インターフェロンフリー治療に対する有効期間）

- 第11条 受給者証の有効期間は7か月以内で、治療予定期間（12週または24週）に即した期間とし、原則として交付申請書の受理日の属する月の初日から起算するものとする。

（核酸アナログ製剤治療に対する有効期間）

第12条 核酸アナログ製剤治療に対する受給者証の有効期間は、交付申請書の受理日に属する月の初日から最初の11月30日までとする。ただし、受給者証の有効期間が短期間（3ヶ月以内をいう。）の場合は、翌年度の11月30日までとする。

2 医師が治療継続を必要と認める場合は、次条第1項に定める受給者証の更新申請を認めるものとする。

（核酸アナログ製剤治療に対する受給者証の更新申請）

第12条の2 受給者証の有効期間満了後も引き続き助成を受けようとする者は、肝炎治療受給者証交付申請書（様式3号）に次の書類を添えて、有効期間満了の15日前までに所長等を經由して知事に提出しなければならない。

- (1) 医師の診断書（様式第4号の8）その際、医師の診断書に代わって、直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料を添えることができるものとする
- (2) 既に交付を受けている受給者証
- (3) 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者について記載のある住民票の写し
- (4) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の課税年額を証明する書類の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 受給者証を更新する場合の受給者証の有効期間は、12月1日から翌年の11月30日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、更新対象者に対し、毎年9月上旬までに第1項の申請を行うよう求めることができる。

（自己負担限度額の変更）

第13条 受給者証の交付を受けている者で、受給者証の有効期間中に、自己負担限度額の変更が生じたときは、肝炎治療自己負担限度額変更申請書（様式第8号）に受給者証及び第8条第3号及び第4号に規定する書類を添えて、所長等を經由して知事に提出するものとする。

2 第5条の2に規定する特例を受ける場合は、市町村民税額合算対象除外申請書（様式第8号の2）に第8条第3号及び第8条第2項第1号及び第2号に規定する書類を添えて、所長等を經由して知事に提出するものとする。

3 知事は、前2項の申請があつた場合は、内容を審査した上、自己負担限度額を変更した受給者証を交付するものとする。

4 前項の規定により変更された自己負担限度額は、変更申請書が受理された日の属する月の初日から適用する。

（記載事項の変更）

第14条 受給者証の交付を受けている者は、交付申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに肝炎治療受給に係る変更届（様式第9号）に受給者証の写しを添えて、所長等を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合は、受給者証の記載事項を書き換えて交付するものとする。

3 前項の規定により交付を受けた者は、変更前の受給者証を、所長等を経由して知事に返還する者とする。

（再交付）

第15条 受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、肝炎治療受給者証再交付申請書（様式第10号）を、所長等を経由して知事に提出して、受給者証の再交付を受けることができる。

（県外から転入した場合の取扱い）

第16条 受給者証の交付を受けている者が、県外から住所を移し、引き続き当該受給者証の交付を受けようとする場合には、住所移転日の属する月の翌月末日までに、肝炎治療受給者転入届（様式第11号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、所長等を経由して知事に届出なければならない。

（1）転入後の住民票の写し

（2）転入前に交付されていた肝炎治療受給者証の写し

2 前項の場合における受給者証の有効期間は、住所移転日から住所移転日前に交付されていた受給者証の有効期間の終期までとする。

（雑則）

第17条 この要領の実施に当たり、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

また、知事は必要に応じて、本事業のより効果的な運用に資するための情報収集等を行うことができるものとする。

第2章 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

（目的）

第18条 肝炎ウイルス陽性者の相談やフォローアップ及び検査費用の助成を行うことにより、ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がんの重症化予防を図ることを目的とする。

（事業内容）

第19条 県及び市町村は、富山県肝炎ウイルス持続感染者対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）及び本要領に基づき、重症化予防に取り組む。

（1）陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

- (ア) 市町村は、マニュアルにより、健康増進法に基づく肝炎ウイルス陽性者のフォローアップを行う。
- (イ) 市町村によるフォローアップの同意が得られない場合は、県が行うものとする。
- (ウ) フォローアップは、対象者に対し、様式第12号による調査票を年1回送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨するものとする。

イ 対象者

県内に住所を有し、以下のいずれかに該当し、様式第13号によりフォローアップへの参加について同意を得た者

- (ア) 厚生センター（支所）・富山市保健所又は委託医療機関等での肝炎ウイルス検査において「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）
- (イ) (2)の検査費用の請求により把握した陽性者
- (ウ) その他、医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者

(2) 検査費用の助成

ア 実施方法

(ア) 県は、対象者が保険医療機関において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、イの（イ）に該当する者については、次の a に規定する額から b に規定する自己負担限度額を控除した額とする（当該控除した額が零以下となる場合は助成を行わない）。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 1回につき別添4に定める額を限度とする額

イ 対象者

(ア) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する

法律の規定による被保険者

b 費用助成請求日1年以内に県及び市町村が行う肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者

c フォローアップ事業に同意した者

(イ) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者（ただし、平成28年4月1日以降に定期検査を受けた者に限る）

d フォローアップ事業に同意した者

e 第1章による医療費助成事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

(ア) 初回精密検査

a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT）

d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(イ) 定期検査

上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

年2回（当該年度に初回精密検査の助成を受けた者は、年1回）

オ 検査費用の請求について

(ア) 初回精密検査

対象者は、初回精密検査実施日より2ヶ月以内に、様式第14号によるウイルス性肝炎初回精密検査費用請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、結果通知書（県又は市町村が行う肝炎ウイルス検診等の結果）、健康保険証の写し及びフォローアップ同意書を添えて、所長等を経由して知事に請求するものとする。

(イ) 定期検査

対象者は、定期検査実施日より2ヶ月以内に、様式第15号によるウイルス性肝炎定期検査費用請求書に、医療機関の領収書、診療明細書、定期検査費用の助成に係る医師の診断書（様式第16号）、健康保険証の写し、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書又は世帯全員の市町村民税（地方税の規定による特別区民税を含む）の課税年額を証する書類及びフォローアップ同意書を添えて、所長等を経由して知事に請求するものとする。ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く。）については、様式第16号による医師の診断書の添付を省略することができる。

(ウ) 検査費用の支払いについて

知事は、請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

（実施に当たっての留意事項）

第20条 本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めることとする。

また、検査等の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

この要領について疑義が生じた事項又はこの要領に定めない事項については、必要に応じて関係者が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月24日から施行する。

別添1

自己負担限度額表

所得階層		自己負担限度額（月額）
A	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の場合	10,000円
B	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円以上の場合	20,000円

※平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定にあたっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

認 定 基 準

1. B型慢性肝疾患

(1) インターフェロン治療について

HB e 抗原陽性でかつHBV-DNA陽性のB型慢性活動性肝炎でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの（ただし、ペグインターフェロン製剤を用いる治療に限っては、HB e 抗原陰性のB型慢性活動性肝炎も対象とする。）

※ 上記において2回目の助成を受けることができるのは、これまでにペグインターフェロン製剤による治療を受けたことがない者が同製剤による治療を受ける場合とする。

(2) 核酸アナログ製剤治療について

B型肝炎ウイルスの増殖を伴い肝機能の異常が確認されたB型慢性肝疾患で核酸アナログ製剤治療を行う予定、又は核酸アナログ製剤治療実施中の者

2. C型慢性肝疾患

(1) インターフェロン単剤治療並びにインターフェロン及びリバビリン併用治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変でインターフェロン治療を行う予定、又はインターフェロン治療実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2. (2)に係る治療歴のある場合、副作用等の事由により十分量の24週治療が行われなかったものに限る。

※2 上記において2回目の助成を受けることができるのは、以下の①、②のいずれにも該当しない場合とする。

① これまでの治療において、十分量のペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による48週投与を行ったが、36週目までにHCV-RNAが陰性化しなかったケース

② これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法による72週投与が行われたケース

※3 上記については、直前の抗ウイルス治療として2. (3)に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

(2) ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤3剤併用療法について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎で、ペグインターフェロン、リバビリン及びプロテアーゼ阻害剤による3剤併用療法を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、2. (1)に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、3剤併用療法の治療歴のある者については、他のプロテアーゼ阻害剤を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

※3 テラプレビルを含む3剤併用療法については、日本皮膚科学会皮膚科専門医（日本皮膚科学会が認定する専門医主研修施設又は研修施設に勤務する者に限る。）と連携し、日本肝臓学会肝臓専門医が常勤する医療機関での実施に限り助成対象とする。

※4 上記については、直前の抗ウイルス治療として2. (3)に係る治療歴がある場合、助成の申請にあたっては、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

(3) インターフェロンフリー治療について

HCV-RNA陽性のC型慢性肝炎又はChild-Pugh分類 AのC型代償性肝硬変で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定、又は実施中の者のうち、肝がんの合併のないもの。

※1 上記については、原則1回のみの助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。なお、2. (1) 及び2. (2) に係る治療歴の有無を問わない。

※2 上記については、初回治療の場合、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

※3 上記については、再治療の場合、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医の判断を踏まえた上で、原則として日本肝臓学会肝臓専門医が「肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書」を作成すること。

助成期間の延長に係る取扱基準

1. 例外的に助成期間の延長を認める場合は、下記によるものとする。ただし、少量長期投与については、対象としない。

(1) C型慢性肝炎セログループ1（ジェノタイプ1）型かつ高ウイルス量症例に対する、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師が72週投与（48週プラス24週）が必要と判断する場合に、6ヶ月を限度とする期間延長を認めること。

(2) C型慢性肝炎セログループ1（ジェノタイプ1）型症例に対する、シメプレビルを含む3剤併用療法の実施に当たり、一定の条件を満たし、医師がペグインターフェロン及びリバビリンを更に24週投与することが適切と判断する場合に、6か月を限度とする期間延長を認めること。

※この場合、ペグインターフェロン及びリバビリンの総投与期間は48週を超えないこと。

(3) 副作用による休薬等、本人に帰責性のない事由による治療休止期間がある場合、上記の（1）または（2）とは別に、最大2か月を限度とする延長期間を認めること。ただし、再治療（再投与）及びインターフェロンフリー治療については、対象としない。

注）シメプレビルの添付文書中、用法・用量に関連する使用上の注意において、『副作用や治療効果不十分により本剤を中止した場合には、本剤の投与を再開しないこと』との記載がある。

2. 上記1の「一定の条件」を満たす場合は、下記によるものとする。

1（1）について

① これまでの治療において、ペグインターフェロン及びリバビリン併用療法48週を行い、36週目までにHCV-RNAが陰性化した者が再燃した者で、今回の治療において、「HCV-RNAが36週までに陰性化した症例」に該当する場合。

② ①に該当しない者であり、今回の治療において、「投与開始後12週後にHCV-RNA量が前値（※）の1/100以下に低下するが、HCV-RNAが陽性（Real time PCR）で36週までに陰性化した症例」に該当する場合。

1（2）について

① これまでの24週以上のインターフェロン治療〔（ペグ）インターフェロン製剤単独、リバビリンとの併用療法及び他のプロテアーゼ阻害剤を含む3剤併用療法〕でHCV-RNAが一度も陰性化しなかった者。

② または、インターフェロン治療の開始12週後にHCV-RNAが前値（※）の1/100以下に低下せず、治療が24週未満で中止となった者。

※ 前値：治療開始約半年前～直前までのHCV-RNA定量値。

参考）平成22年3月現在、ペグインターフェロン製剤添付文章中、重要な基本的注意において、『48週を超えて投与をした場合の有効性・安全性は確立していない。』旨の記載がある。

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額	
		(1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000円未満の世帯に属する者	3,000円	6,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

肝炎対策基本法（平成二十一年十二月四日法律第九十七号）

最終改正：平成二五年一二月一三日法律第一〇三号

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 肝炎対策基本指針（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進（第十一条・第十二条）

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等（第十三条—第十七条）

第三節 研究の推進等（第十八条）

第四章 肝炎対策推進協議会（第十九条・第二十条）

附則

今日、我が国には、肝炎ウイルスに感染し、あるいは肝炎に罹患した者が多数存在し、肝炎が国内最大の感染症となっている。

肝炎は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといったより重篤な疾病に進行するおそれがあることから、これらの者にとって、将来への不安は計り知れないものがある。

戦後の医療の進歩、医学的知見の積重ね、科学技術の進展により、肝炎の克服に向けた道筋が開かれてきたが、他方で、現在においても、早期発見や医療へのアクセスにはいまだ解決すべき課題が多く、さらには、肝炎ウイルスや肝炎に対する正しい理解が、国民すべてに定着しているとは言えない。

B型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがある。特定の血液凝固因子製剤にC型肝炎ウイルスが混入することによって不特定多数の者に感染被害を出した薬害肝炎事件では、感染被害者の方々に甚大な被害が生じ、その被害の拡大を防止し得なかったことについて国が責任を認め、集団予防接種の際の注射器の連続使用によってB型肝炎ウイルスの感染被害を出した予防接種禍事件では、最終の司法判断において国の責任が確定している。

このような現状において、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するなど、肝炎の克服に向けた取組を一層進めていくことが求められている。

ここに、肝炎対策に係る施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 肝炎対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 肝炎に関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、肝炎の予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 何人もその居住する地域にかかわらず等しく肝炎に係る検査(以下「肝炎検査」という。)を受けることができるようにすること。
- 三 肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者(以下「肝炎患者等」という。)がその居住する地域にかかわらず等しく適切な肝炎に係る医療(以下「肝炎医療」という。)を受けることができるようにすること。
- 四 前三号に係る施策を実施するに当たっては、肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、肝炎対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、肝炎対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(医療保険者の責務)

第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、肝炎に関する正しい知識を持ち、肝炎患者等が肝炎患者等であることを理由に差別されないように配慮するとともに、肝炎の予防に必要な注意を払うよう努め、必要に応じ、肝炎検査を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる肝炎対策に協力し、肝炎の予防に寄与するよう努めるとともに、肝炎患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切な肝炎医療を行うよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、肝炎対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 肝炎対策基本指針

(肝炎対策基本指針の策定等)

第九条 厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「肝炎対策基本指針」という。)を策定しなければならない。

2 肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 二 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 三 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 四 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 五 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 六 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 七 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 八 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 九 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、肝炎対策基本指針の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、肝炎対策基本指針の策定のための資料の提出又は肝炎対策基本指針において定められた施策であつ

て当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 基本的施策

第一節 肝炎の予防及び早期発見の推進

(肝炎の予防の推進)

第十一条 国及び地方公共団体は、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及その他の肝炎の予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎検査の質の向上等)

第十二条 国及び地方公共団体は、肝炎の早期発見に資するよう、肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価の実施、肝炎検査に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他の肝炎検査の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、肝炎検査の受検率の向上に資するよう、肝炎検査に関する普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

第二節 肝炎医療の均てん化の促進等

(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十三条 国及び地方公共団体は、インターフェロン治療等の抗ウイルス療法、肝庇護療法その他の肝炎医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十四条 国及び地方公共団体は、肝炎患者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、専門的な肝炎医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎患者等に対し適切な肝炎医療が提供されるよう、前項の医療機関その他の医療機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎患者の療養に係る経済的支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療を受ける機会の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、肝炎患者が肝炎医療を受けるに当たって入院、通院等に支

障がないよう医療機関、肝炎患者を雇用する者その他の関係する者間の連携協力体制を確保することその他の肝炎患者が肝炎医療を受ける機会の確保のために必要な施策を講ずるとともに、医療従事者に対する肝炎患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他の肝炎患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、肝炎医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、肝炎患者等、その家族及びこれらの者の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、革新的な肝炎の予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の肝炎の罹患率及び肝炎に起因する死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、肝炎医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治療が迅速かつ確実に行われ、並びに肝炎医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 肝炎対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第九条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

(肝硬変及び肝がんに関する施策の実施等)

第二条 国及び地方公共団体は、肝硬変及び肝がんに関し、その治療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びに新たな治療方法の研究開発の促進その他治療水準の向上が図られるための環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。

附 則（平成二五年一二月二七日法律第八四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

